

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
98	障害福祉サービスについて問い合わせがあると、その都度「元気さ一ち」を利用し、空きや住所などを調べているが、使い勝手がもっと良くなるとありがたいと日々感じている。【相談】	<p>【課題】 元気さ一ちの更新や使い勝手などの改良について</p> <p>【考えられる解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○例えはヘルパーであれば、マッチングサイトのようなものがあるとありがたい。住所や日時などの条件を見た事業所から返答があるような方式。 ○交通の便なども検討材料になると思うので、地図がリンクされるなど。 ○元気さ一ちの使い勝手を考えるプロジェクトチームの編成? ○更新の意識付けやお金をかけて専門の業者に更新を依頼する。 ○必要な項目の見直しと使いやすさについての検討。 ○相談支援事業所のケース受け入れ確認のように月一で確認。 ○地活や作業所の情報も掲載していいってはどうか。
25	重度身体障がいの方の就職についての事例。 就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しくて具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。 雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談7)	職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
誰が 何を いつ どのように	【課題整理中】 ・住まいという観点からというと、グループホームの空き情報がわかれれば良いという意見もある。ただ、情報は法人全体で出しているので、事業所毎の状況はわからないことがある。問い合わせても空いていないということがあり、使いやすい仕組みを考えることが必要。	【課題整理中】 ・就労事業所関係はインターネットで事業所を検索して探している人が多い。そのため、事業所側は、ホームページに力を入れているところも多い。 ・児童関係のサービスについては使っていない保護者が多い。学校や保健師からの情報でつながっている。
※住まいに関することについては、住まいに関するプロジェクトでも検討していく。 ※住まい以外の内容については、他の部会等で意見交換を進めていく。	【課題整理中】 ・助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。 ・就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。	主：社会資源
		主：労働

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
77	<p>電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援をする。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p>【現状の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 対応する事業所をさがしている。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動と就労の2つの課題がある。 ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティアの活用 元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターでの活用。 ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区） 	<p>【課題】 移動に制約のある方の就労支援。</p> <p>【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大</p>
70	<p>札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。</p> <p>褥瘡（床ずれ）がある方または必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また瘦せていて一般的のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となった。（東区）</p>	<p>特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。</p> <p>また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p> <p>【課題整理中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってしまう 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員 数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしまふ ・ 就労部会への情報提供 	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 	<p>主：労働</p>
<p>【課題整理中】（カテゴリ変更による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他のまちの状況は？ → 息庭、北広島、江別 共に 19600円（札幌市と同額） ・ 日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない → まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・ 日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？ → 担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 → 相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも） ・ まちプロは怖いものじゃないことを市に知つてもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知つてほしい。 		<p>主：制度 (市域)</p> <p>副：行政の 仕組</p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
78	<p>児童の放課後等ティサービス支給日数について</p> <p>【困りごと】 生活全般に常時援助が必要な児童（1Q20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。 現状では、判定結果にかかるらず支給日数14日から始まりティサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。 重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。 一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設げず支給している自治体もある。札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。</p> <p>【現状の対処】 児童ティサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。 移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。</p> <p>【意見】 必要性が薄い利用者もいる。 長期休業中や学校との連携に課題がある 児にあった適切な支給量を決定することは、判断が難しいもの重要なことである。 支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。 成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）</p>	<p>【課題】 障害児にあった適切な支給日数の決定について</p> <p>【取組提案】 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
<p>【課題整理中】</p> <p>児者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>		主：制度 (市域)

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
80	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかわるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月～土までの起床介助と週3回の入浴介助（2名体制）で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらい続けた結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくくとが難しくなった。二度とこののような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、一事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていくないと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。 【相談】	【課題】 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について 【考え方の解決策】 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース（ex:重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など）についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81	6歳の女兒。8歳の姉、3歳の弟（発達障がい）、1歳半（発達障がい疑い）の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	【課題】 短期入所の支給決定基準について 【考え方の解決策】 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア、介護者の長期間不在、イ、同居者からの虐待、ウ、利用者の心身の状況が不安定、エ、施設入所待機の4要件しかない。3日／月の支給決定を受けようとする場合はこれらのが厳しい条件があっても良いと思うが、そこまで必要な月1日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。 障害第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日／月という縛りはなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
<p>【課題整理中（一部済）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談以外とも役割分担が必要。 札幌市の支給審査基準に関する課題。 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 	<p>主：制度（市域） 副：介護保険への移行</p>
<p>【課題整理中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の支給審査基準に関する課題。（80の見解と同じ） 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。（80の見解と同じ） 		<p>主：制度（市域）</p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
84	<p>17歳養護学校高等部3年生。誕生日前だが夏休みに生活介護を体験利用したいために申請。通常の流れで区分認定も誕生日前に行い、決定時から3年間の支給決定がされる予定だった。</p> <p>在籍養護学校進路指導部の先生から連絡。</p> <p>昨年の卒業生で夏休みの体験時から相談支援事業所で計画を作成してくれたが、学校としては卒後の行先が確定して、卒業前の12月、1月頃に移行会議を行いたくて相談支援事業所に連絡したところ、計画の担当者会議の時期ではないので参加しない、と断られたということ。</p> <p>制度だけで考えると確かに移行会議に参加する必要もなく、参加したところで報酬請求もできない。</p> <p>また、就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練は暫定支給決定期間があるのでこのような問題は起きづらいと思われるが、生活介護だけ暫定支給決定期間がなく3年間の支給決定がされてしまうため、大きなズレが生じてしまう。</p> <p>また、道教委?で決めた新卒者は誕生日に関わらず11月1日から申請というルールも全く意味をなさない。加えて、夏休みに計画作成をして、新規の場合当初3か月モニタリングの計画をたてたとしたら、実際に利用していないにも関わらず3か月間モニタリングをして報酬請求できてしまう。計画の意味もなく、現実的ではないと思われる。在学時には成人サービスの支給決定をしないというルールにも反する。【相談】</p>	<p>【課題】 高等部3年生の生活介護体験利用時の支給決定期間について</p> <p>【考え方の解決策】 ・札幌市として高等部3年生の在学時の支給決定ルールをもう少し整理した方が良い。 ・体験利用時の決定は、翌年2月末までなどにし、卒業後の正式利用時の支給決定を分けて決定したらどうか?</p> <p>【補足情報】 ・実際には、区と調整して、2月で有効期間を区切ってもらった ・11/1の一斉申請ルールも、体験利用があれば意味がない無くなっている</p> <p>【同様のケース】 ・そもそも今の札幌市のモニタリング期間に意味がないのでは~新規3か月は重要 ・モニタリング期間を柔軟に設定してもらっているケースもある</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
<p>【課題整理中】 訓練等給付は暫定支給だが、生活介護は3年間の支給決定。 11/1から申請できるルールも体験利用があると11/1以前の申請となってしまうので見直しを。</p> <p>札幌市の支給審査基準に関する課題。（80の見解と同じ）</p>		主：制度 (市域)

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
85	<p>重度訪問介護を利用している単身寝たきり（原疾患脳性まひ）の女性。生活保護受給。尿カテーテルも常時留置、褥瘡もあることから訪問看護も定期だけでなく緊急対応が多い。</p> <p>元々マットレスやオーバーテーブル、車いすなど現状には合っていない状況もあり、新規購入を2年前から進めているが、認知機能の低下、知的能力の低さ、こだわりもあって本人拒否で購入できず。</p> <p>65歳の誕生日を機に介護保険に移行して福祉用具のレンタルで導入しようと考えたが、介護保険単位数の90%以上利用かつ50%以上が訪問介護という札幌市ルールだと、訪問看護の緊急訪問ができなくなってしまい、生命に関わることから、何度も区保健福祉課、保護課とも協議をして結局介護保険に移行せずに障害福祉サービスを使い続けるという事に。</p> <p>福祉用具については北海道心身障害者扶養共済（収入認定されないお金）が貯まっていたことから、ようやく本人も購入することに納得し導入に至る。しかしながら、使えない介護保険のために今後も保険料は払い続けなければならない。将来的に施設入所した時のための介護保険料であれば、在宅を支えるサービスにならない。【相談】</p>	<p>【課題】 65歳時の介護保険移行について</p> <p>【考えられる解決策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の上乗せ要件の見直しをしてほしい。 たまたま事例の人はお金があったので福祉用具を購入できたが、保護課でも福祉用具に支給できる物品が限られているため、きちんと体に合った福祉用具を揃えることができない人が大勢いるのではないかと思われる。そのために体調悪化してしまうことも考えられる。 <p>【補足情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市ルールは平成12年の国通知からで古いもの <p>【同様のケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道心身障害者扶養共済2度以上で65才以上だと、訪問看護を医療保険で使えるのでは? 介護保険に移行できない時に障害で支給することあるが、国の監査で指摘されるともうできなくなるので、危うい。なので、制度を見直す方向で働き掛ける必要はある。 介護保険の第2号で生活保護でも、65才で介護給付に移行していないケースもある

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
<p>【課題整理中（一部済）】80の見解と同じ</p> <p>介護保険の上乗せ要件について、札幌市はずっと古い基準。</p> <p>緊急時の対応も難しいので、介護保険料を払いながら、障害のサービス利用している。</p> <p>特に肢体不自由の場合の上乗せ要件が厳しくなっている。</p> <p>市議会でも市長が改善しようかなと言っている段階。</p> <p>介護保険への移行を進めたいのは、65才を境に市の負担が倍位違う。</p> <p>国の事務連絡では、個人の状況によると柔らかく書いている。</p> <p>予算のこともあるので、札幌市としては変えられていない。</p> <p>いわゆる65才問題については、まとめて考えないといけない。</p>	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 	主：制度 (市域)

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
94	33歳 女性 療育A 自閉症 計画相談を行い、住宅サービスを利用しての一人暮らし。 不眠による生活リズムが乱れはじめ、居室内でのアセスメント及び指示書の変更が必要。 また、感覚が過敏になりつつある。 厚生労働省では計画相談支援を利用しての強度行動障害の支援に関して、行動援護指示書作成に当たり自宅内でのアセスメントが可能との返答だが、札幌市としてはこの利用に関しては利用は認めていないこと。 根拠としては右記にある定義および厚生労働省からのQ&A【相談】	【課題】 計画相談支援を利用しての自宅内での行動援護指示書作成について 【考え方される解決策】 行動援護の定義 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な行動援護 外出時における移動中の介護 排泄および食事等の介護その他の行動する際に必要な援助 ※具体的には予防的対応・制御的対応・身体介護的対応 平成27年3月31日付 平成27年度障害福祉サービス等制度改革に関するQ & A 【同様の事例】 重度訪問介護と居宅介護の併給を、平成18年の国のQ & Aで認めているが、札幌市としては認めていないというケースが複数あり。
95	48歳、女性、特発性大脛骨頭壊死症、うつ病。精神障害者保健福祉手帳2級。 難病症状悪化に伴って一人で歩くことや重たいものを持つことが困難になり、自分自身で買い物へ行きたいという思いから移動支援を申請。 しかし身体障害者手帳を所持していないため要件に該当せず。 精神障害者保健福祉手帳を所持していたため精神での申請を行ったがそちらも該当せず、結果申請取り下げすることとなった。 現在は家事援助にて買い物代行をヘルパーに依頼して生活しているが、やはり「自分で買い物に行きたい」という希望は持たれている。 現状では身体障害者手帳要件にあたらず、しかし病状は悪く、両足付け根の痛みが強いため外出はままならないといった状況で生活を送られている。【相談】	【課題】 難病の方の移動支援申請に関して 【考え方される解決策】 平成25年4月より障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象になったことから、今後は移動支援事業においても身体、知的、精神のみの対象者要件から、難病を加えての対象拡大を検討していく必要性があると感じた。 【同様のケース】 手帳があつても、四肢体幹の記載が無いというケースある。手帳を取得するにも時間がかかると今が困る。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
<p>【課題整理済】 居宅内での行動援護提供を札幌市が運用上認めていないが、認めても良いのでは？ 札幌市が国のQ & Aのとおりの運用をしていない理由を確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017/6運営会議で、札幌市担当者より、国の見解と同様の運用をしている旨の説明有り。 	主：制度 (市域)
<p>【課題整理中】 難病は障害福祉サービスの対象なのに、市の地域生活支援事業の対象になつてない。加えて、手帳のない発達障害の方も移動支援の利用ができるない。 難病の団体から同様の要望は出でていないのか？難病の方にニーズ調査もした方が良いのではないか。（障がい者プランの審議会には、難病領域からの参加を予定している）</p> <p>難病連等と課題を共有し意見を聞く。 市の担当者からヒアリングやミニレクチャーをいただけないか依頼。 ⇒難病連より、同様のケースの課題を整理することができれば、難病連から運営会議で話をすることは可能との回答あり。（2017/5運営会議） - 2017/6運営会議で札幌市担当者より説明有り。</p>	<p>【参考】 移動支援事業における対象者拡大及び移動支援ガイドラインの改訂について（通知） 【札障第3号／平成30年4月2日】により、難病者児に対する支援が強化される。</p>	主：制度 (市域)

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
57	PA制度の利用にあたり在宅にて1時間以上、重訪の利用をしなければならない。1ヶ月以上入院が必要な際には一時退院が必要となる。病院も1泊だけでは退院とならないとの事で2泊以上が必要、今回は胃瘻設置の手術で医療的ケアが必要になったため簡単に在宅に戻ってヘルパーを利用して生活とはならない。(相談25)	入院時のPA制度の利用について
59	今までサービスに頼らないでハード面の整備を行なっていたが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。(相談27)	重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について
65	日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数のサービスを利用する場合、各月日数一8日(実質23日/1カ月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分けが必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きよ予定変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない時もある。(東区)	日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 サービス利用計画が提出されれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p> <p>【課題整理中】（カテゴリ変更による）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度確認の結果、重度訪問介護について、現状では「居宅で」とされています。 	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解</p> <p>を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	カテゴリ 主：制度（国域）
<p>【課題整理中】（カテゴリ変更による）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。PA制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。 	<p>・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、重度訪問介護の訪問先の拡大がされる（区分6のみ）。</p>	主：制度 （国域）
<p>【課題整理中】</p> <p>この協議会的なものに提案をしたい。</p>		主：制度 （国域）

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
21	共通の趣味・興味（バンド、ガンダム、歴史等）を楽しめる居場所を探したいと思っても、情報を見つけられなかったり、あっても選択できる程サークル数がない。特に仕事が休みの土・日・祝日に活動しているサークルがない。（複数事例） 発達障がいが強くて、一般の人のサークルに馴染みづらい人の場合。（相談3）	・参加できるサークルの数自体が少ない。 ・サークル情報の集約がされていない。
2	事業所で製作している製品の売り上げ向上、販路拡大等に関する困りごと。（東区2）	東区地域部会の取り組みとして、販売促進手段の検討や成功事例の勉強会を行う。
10	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載ません（東区10）	個別ケースとして、行動援護を利用できることがわかり一旦終結。
12	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載しません（東区12）	支援者の知識向上のため、生活保護制度についての研修を行う。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>うんえい か い ぎ きゅう か だ い せ い り ぶ ろ じ え く と ち 一 む けん 運営会議（旧まちの課題整理 プロジェクトチーム）の見解 う けつ か ふ か い を受けた結果、〇〇部会によ けつ か き う き か い る結果や協議会での議論の結 か き さ い 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>【課題整理済】</p> <p>個別的な課題要素が強く、障がい福祉で対応が可能だろうか、自立支援協議会として取り扱う事業としては難しいという意見が出ていた。一方で趣味・特技の情報について、事業所からお伝えするという対応になるのではという形で相談支援部会に課題を戻すこととする。</p> <p>また、地域部会連絡会で、各地域部会へも課題を投げかけ、各地域での趣味・余暇活動の情報について確認をする。</p>		<p>主：個別的</p>
<p>※地域部会連絡会（平成29年7月6日）</p> <p>余暇活動情報の集約については、区民センターにサークルがあるとの話も出たが、各地域部会へも持ち帰り取り組めそうであれば、できることを実行していく。地域部会連絡会で経過の共有をすることとした。</p>		
<p>※相談支援部会定期会（平成29年6月28日）</p> <p>課題が運営会議から相談支援部会へということについて報告。</p>	<p>【部会内にて解決済み】</p>	
	<p>【部会内にて解決済み】</p>	
	<p>【部会内にて解決済み】</p>	

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における
課題整理状況
(第30回 全体会 資料)

2018/5/22

掲載課題一覧

No.	分冊								
	① ヘルパーの 技術向上	② 教育と 福祉と 医療の 連携	③ 住まい	④ 重複障がい	⑤ 地域生活 移行推進	⑥ 相談支援	⑦ 行政の仕組	⑧ 移動	⑨ その他
41	副								しゅ 主
5		副							しゅ 主
9		副							しゅ 主
16		副							しゅ 主
19		副							しゅ 主
42		副							しゅ 主
43		副							しゅ 主
18									しゅ 主
22									しゅ 主
26									しゅ 主
48									しゅ 主
61	副								しゅ 主
62									しゅ 主
76									しゅ 主
83									しゅ 主
92									しゅ 主
93									しゅ 主
97									しゅ 主
13								しゅ 主	
34								しゅ 主	
56								しゅ 主	
68							しゅ 主	しゅ 副	
74							しゅ 主		
79							しゅ 主		
100							しゅ 主		

No.	分冊								
	① ヘルパーの 技術向上	② 教育と 福祉と 医療の 連携	③ す 住まい	④ ちょうふくしょう 重複障がい	⑤ ちいきせいかつ 地域生活 いこうすいしん 移行推進	⑥ そうだんしえん 相談支援	⑦ ぎょうせい 行政の仕組	⑧ いどう 移動	⑨ た その他
7				しゅ 主					
27				しゅ 主					
28				しゅ 主					
44				しゅ 主					
52				しゅ 主					
73				しゅ 主					
8						しゅ 主			
33						しゅ 主			
45						しゅ 主			
47						しゅ 主			
49						しゅ 主			
53						しゅ 主			
101						しゅ 主			
1	しゅ 主								
4	しゅ 主								
15	しゅ 主								
60	しゅ 主			ふく 副					
66	しゅ 主								
67	しゅ ぜんはん 主/前半								しゅ こうはん 主/後半
82	しゅ 主								
11		しゅ 主							
99		しゅ 主							
3			しゅ 主						
6			しゅ 主						
20			しゅ 主						
29			しゅ 主						
35			しゅ 主		けいさい 掲載				
36			しゅ 主						
37			しゅ 主						ふく 副
38			しゅ 主						ふく 副
39			しゅ 主						ふく 副
40			しゅ 主						
46			しゅ 主						

No.	分冊								
	① ヘルパーの 技術向上	② 教育と 福祉と 医療の 連携	③ 住まい	④ 重複障がい	⑤ 地域生活 移行推進	⑥ 相談支援	⑦ 行政の仕組	⑧ 移動	⑨ その他
55			しゅ 主						
96			しゅ 主						
17		けいさい 掲載							しゅ 主
87	ふく 副								しゅ 主
88	ふく 副								しゅ 主
91					けいさい 掲載				しゅ 主
23									しゅ ふく 主副
64									しゅ 主
30									しゅ 主
51									しゅ 主
63									しゅ ふく 主副
72									しゅ 主
14									しゅ 主
50									しゅ 主
90									しゅ 主
24									しゅ 主
31			けいさい 掲載						しゅ 主
32									しゅ 主
54									しゅ 主
58									しゅ 主
69					けいさい 掲載				しゅ 主
71			けいさい 掲載						しゅ 主
86									しゅ 主
89	ふく 副								しゅ ふく 主副
98									しゅ 主
25									しゅ 主
77									しゅ 主
70							ふく 副		しゅ 主
78									しゅ 主
80									しゅ ふく 主副
81									しゅ 主
84									しゅ 主
85									しゅ 主

No.	分冊								
	① ヘルパーの 技術向上	② 教育と 福祉と 医療の 連携	③ 住まい	④ 重複障がい	⑤ 地域生活 移行推進	⑥ 相談支援	⑦ 行政の仕組	⑧ 移動	⑨ その他
94									しゅ 主
95									しゅ 主
57									しゅ 主
59									しゅ 主
65									しゅ 主
75					しゅ 主				
21									しゅ 主
2									しゅ 主
10									しゅ 主
12									しゅ 主